

公益社団法人日本パークゴルフ協会パークゴルフ 公認コース用具の認定に関する規程

(平成30年9月23日制定)

(目的)

第1条 この規程は、パークゴルフの原点、思想を厳守し、かつ安全面の配慮と健全な普及推進と公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）の権利を守るため、パークゴルフ公認コース用具（以下「公認コース用具」という。）の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 公認コース用具の認定を申請できるものは次のいずれかのものとする。

- (1) 日本協会入会に関する規程（平成23年2月24日制定）第2条第5号に定める工業会賛助会員として入会を承認されたもの。
- (2) 日本協会入会に関する規程（平成23年2月24日制定）第2条第4号に定める一般賛助会員であるもの。

(認定)

第3条 公認コース用具は、日本協会コース用具の基準(平成30年9月23日制定。以下「コース用具基準」という。)に適合した用具として、日本協会が認定をしたものである。

(申請)

第4条 公認コース用具の認定申請にあたっては、公認コース用具認定申請書（別記様式1）に審査用用具及び別に定める添付書類を添えて日本協会に提出するものとする。

- 2 第2条第2号に定めるものについては、申請前に製品に対する生産物賠償責任保険の加入状況、製造物の品質保証状況などを日本協会に届出を行うとともに、コース用具を製造する事を申し入れ、日本協会の了承を経ってから申請を行わなければならない。
- 3 申請は営利、非営利を問わず全て必要とする。

(認定審査)

第5条 公認コース用具の認定は、コース用具基準に基づき、日本協会パークゴルフ認定審査委員会規程（平成23年2月24日制定）による審査委員会の審査を経て認定する。

- 2 日本協会は、前項の規定により公認コース用具として認定したときは、申請者にパークゴルフ公認コース用具認定証（別記様式2）を交付する。
- 3 公認コース用具に、デザイン、形状等の変更又は追加もしくは名称、型式番号又は価格の変更などを行った場合においても、第4条の例により再申請を必要とする。
- 4 公認コース用具は、3年ごとに第4条の例により更新の認定申請をしなければならない。

(認定シール)

第6条 認定された公認コース用具の販売にあたり、公認コース用具である証としての、「日本協会（NPGA）認定品」シール（以下、「認定シール」という。）を貼付しなければならない。

2 認定シールは、パークゴルフ公認コース用具認定シール交付申請書（別記様式3）により交付する。

(認定料)

第7条 認定料は、認定シールの交付枚数により算定するものとし、別表のとおりとする。

2 前項の認定料は、認定シールの交付に合わせ、別に定める納付書により納期期限までに納付しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 次の各号に該当するときは、公認コース用具の認定を取消し、場合によっては日本協会会員も取消す(第6号を除く)ものとする。

- (1) 申請内容又は申請の際、提出された審査用コース用具と市場で販売されているコース用具の実体に相違があったとき
- (2) 販売されている公認コース用具にコース用具基準に違反する事実が発見されたとき
- (3) 再申請又は更新申請を受けないとき
- (4) 認定シールを貼付せずに販売を行ったとき
- (5) 認定料を指定期限までに納付しないとき
- (6) 日本協会会員の資格を喪失したとき又は入会取消しをされたとき

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則(平成30年9月23日、第2回臨時理事会制定)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

別表（認定料 第7条関係）

品名	計算法	率
ホールカップ	本体価格×率×数量	0.020
ピン・旗	本体価格×率×数量	
ティーグラウンド	本体価格×率×数量	
備考	別途消費税	

※旗及びピンに関しては単体での販売の場合は、その単体価格とする。